

第100回 組合会開催

平成31年3月7日(木)
新潟東映ホテル



富永理事長挨拶



新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856～8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niiigata@kenchiku-kokuho.jp/
●発行人
理事長 佐藤 政己

第105号

【掲載内容】

- ◆ 富永理事長挨拶・組合会議事内容 2頁
- ◆ 佐藤政己新理事長挨拶・国保組合新役員名簿 3頁
- ◆ 国保組合新議員名簿 4頁
- ◆ 平成31年度歳入歳出予算 5頁
- ◆ 平成31年度事業計画 [基本方針・重点事項
被保険者数の推移
療養給付・保険事業] 6～12頁
- ◆ 表彰 [退職役員議員・退職支部職員] 13頁

〈組合員・家族の皆様へ「お知らせ」〉

- 4月は異動の時期です。各種手続きはお早めに！ (14頁)
- 平成31年度 人間ドック・特定健診について (15頁)
- 平成31年度 資格確認調査の実施について (16頁)

富永武司 理事長挨拶

本日は年度末の大変お忙しい中、朝早くから、県内各地より第百回組合会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、当国保組合の運営にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。本年は例年になく暖冬でありましたので、皆様方におかれましては、穏やかな新年を迎えられたのではないのでしょうか。さて、三月に入り、ひな祭りも過ぎて、春の足音も聞こえてまいりました。

来月四月は平成三十一年度が始まる月であります。同時に平成という時代が終わりを告げる最後の月となります。そして、五月からは新しい時代を迎えるわけです。時期をほぼ同じくして、当組合も本日、役員・組合会議員の改選を迎えることとなります。

新しい時代を迎える当国保組合を次期役員・組合会議員の皆様が、しっかりと引き続き運営していただくことと確信しておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【国の状況】

それでは、まず最初に、国の動きを簡単に申し上げます。政府は昨年十二月十二日、一般会計の総額を百一兆四千五百六十四億円とする平成三十一年度の当初予算案を閣議決定しました。高齢化の影響で、年金や医療などの社会保障費が膨らみ、過去最大の予算だそうです。

高齢者が増えることで年金や医療、介護サービスの利用が増えているため、社会保障費は三十四兆五百八十七億円となり、国家予算の三分の一を占めている状況です。

なお、その中で、国保組合については、前年度同額の二千八百七十六億円の予算が措置されております。

また、医療費については十月の消費増税に合わせ診療報酬についてプラス〇・四パーセントの引き上げが予定されておられ、財政への影響が心配されるところであります。

【建築国保の現状と課題】

次に当国保組合の現状と課題について、三点申し上げます。

第一に組織の充実・強化についてであります。

平成三十年年度の国保会計も残り三か月となりました。加入者の高齢化は年々進んでおり、六十五歳以上前期高齢者の加入率は一月末時点で二十二％を超えました。若年世代の組合員確保が引き続き重点課題であります。

第二に組合財政の安定化についてです。

昨年度は最終的に、八年ぶりに約二千八百万円の単年度

赤字決算となりました。

今年度はここまで、医療費等の九か月分の支払い額が昨年より四千万円以上多いこともあり、単年度赤字決算を見込んでおります。平成三十一年度については積立金を活用することを前提として、保険料は据え置きとさせていただきます。また、当組合の収入の根幹であります保険料のあり方等についても、「保険料検討委員会」で四回にわたりご検討いただき、一定の結論が出されたので、その結果についても本日ご報告させていただきます。今後の理事会においては委員会から提出された答申を元に、皆様の納得感のある保険料による組合運営に繋げたいと考えております。

第三点目は、保健事業の充実強化についてであります。

国の医療制度はご案内のように「治療」から「予防」へと大きく舵を切り、国民の健康に対する関心はますます高まってきました。本年から保険者インセンティブ制度が開始され、保健事業に対する取り組みに対して国から補助金が交付される仕組みも始まりましたので、そういったことも視野に入れながら今後も事業運営してまいります。

【五十周年記念事業について】

さて、東京オリンピック開催を迎える来年、当組合も創立五十周年という大きな節目の年を迎えます。昭和四十五年の創立以来、過去においては五年毎に記念式典を開催してまいりましたが、平成十七年の創立三十五周年を最後に、その後は平成二十年のリーマンショック等、世界的な景気の減速により、周年記念事業を自粛してまいりました。

しかし、今回は五十周年という、非常に大きな節目の年を迎えることから、十五年ぶりに記念式典を開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【最後に】

本日の重要議案は、平成三十一年度の事業計画及び歳入歳出予算案として、次期役員・組合会議員の改選についての審議等、盛りだくさんであります。なにとぞ慎重・審議の上、全議案に対しましてご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

本日の第百回組合会を一つの通過点としまして、百五十年・二百回と将来にわたり継続発展してゆけるよう、心から祈念するところであります。

それでは、本日、ご出席いただきました皆様方に重ねて御礼申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

第100回組合会は、平成31年3月7日(木)午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

堀理事(岩船)の司会により、朝妻副理事長(新潟)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、富永理事長の挨拶の後、栗原進議長(寺泊)、青代建一副議長(糸魚川)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

議事内容

第1号議案	組合会議員の異動報告について
第2号議案	平成30年度事業実績中間報告について
第3号議案	補正予算の専決処分報告について
第4号議案	平成31年度事業計画について
第5号議案	平成31年度歳入歳出予算について
第6号議案	諸規程等の改正について
第7号議案	保険料検討委員会結果報告について
第8号議案	組合会議員の選出報告について
第9号議案	組合役員を選任について
議長発議第1号	組合会議長及び副議長選挙の件

議事終了後、本名副理事長(中之島)の開会挨拶の後、組合会を終了いたしました。



佐藤 政 己 新理事長挨拶



この度、4月1日付で理事長に就任しました阿賀北支部の佐藤です。公的医療保険制度の一翼を担う立場の重責を改めてひしひしと感じているところです。前任の富永理事長の後を受け、良い点は継続しながら、また様々な改革にも取り組んでまいりたいと考えております。

「新規組合員の獲得」「赤字財政の解消」等、課題は山積しておりますが、理事会で協議決定しながら役職員一同、一致団結して、この国保組合が末永く継続していけるよう全力を尽くしてまいりたいと思いますので、皆様ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

建築国保組合 新役員・組合会議員名簿

国保組合の新しい役員及び、組合会議員が選出されました。



任期 自 平成31年4月1日
至 令和3年3月31日

後列左から時計回りに
藤田理事、永井理事、横山理事、
若井監事、栗林法令遵守担当理事、
皆川理事、綿貫監事、遠山監事、
岡田理事、森野常務理事、
南雲副理事長、佐藤理事長、
富永副理事長、朝妻理事、本名理事

(役員 定数15名)

役職名	支部名	氏名	備考
理事長	阿賀北	佐藤 政 己	
副理事長	上越南	富永 武 司	
〃	川 西	南雲 隆	
法令遵守担当理事	長 岡	栗林 浩 二	新
理 事	新 潟	朝妻 勝 人	
〃	西蒲燕	皆川 俊 彦	新
〃	岩 船	横山 耕 平	新
〃	三 条	永井 龍 雄	新

役職名	支部名	氏名	備考
理 事	中之島	本名 浩 利	
〃	上越北	藤田 久 幸	
〃	頸 南	岡田 良 吉	
常務理事	本 部	森野 大二郎	
監 事	新 津	遠山 隆	新
〃	六日町	若井 和 重	新
〃	上越南	綿貫 敬 史	新

(敬称略)

(組合会議員 定数100名)

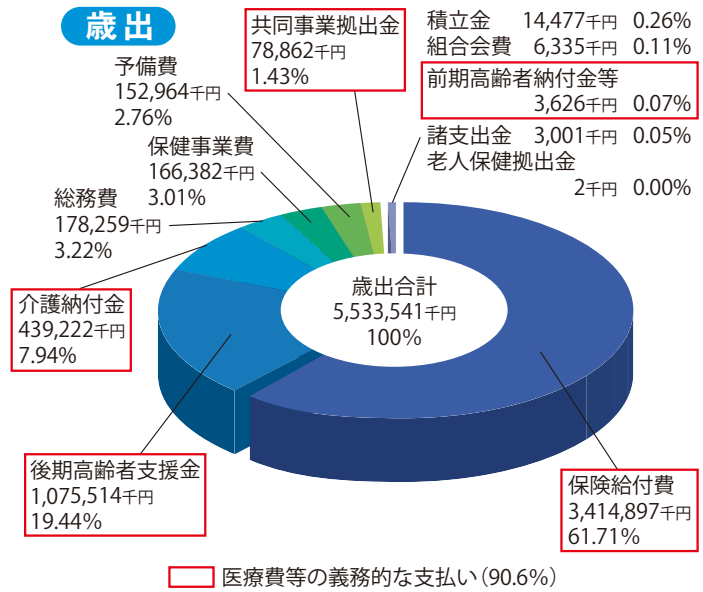
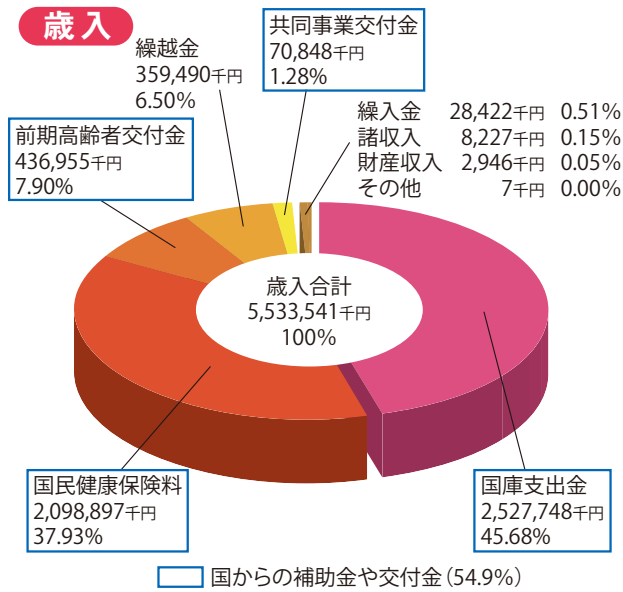
議長 青代 建一(糸魚川) / 副議長 高橋 達平(新潟)

No.	支 部 名	氏 名
1	新 潟	永 原 豊 一
2	"	高 橋 達 平
3	"	吉 田 公 周
4	"	渡 邊 敏 博
5	"	齋 藤 雅 則
6	"	山 岸 幸 治
7	"	山 際 憲 治
8	"	山 崎 明 博
9	"	南 学
10	"	小 島 満
11	"	佐 藤 英 雄
12	"	中 川 茂 義
13	"	佐 藤 友 紀
14	阿 賀 北	山 口 一 夫
15	"	本 間 重 雄
16	"	奥 村 汎 万
17	"	伊 藤 直 人
18	"	早 川 信 治
19	"	齊 藤 厚 治
20	"	宮 下 誠
21	"	渡 邊 明
22	新 津	吉 川 悟
23	"	長 井 直 人
24	西 蒲 燕	下 村 高 博
25	"	船 山 和 浩
26	"	本 多 締
27	"	加 藤 長 英
28	"	岡 崎 正 吾
29	"	阿 部 善 浩
30	"	小 林 敦
31	東 蒲	神 田 岩 男
32	佐 渡	飯 島 次 郎
33	白 根	田 中 敏 明
34	"	本 間 政 信
35	村 上	伊 藤 和 人
36	"	山 口 信 三
37	岩 船	馬 場 俊
38	"	松 本 富 雄
39	"	長 谷 部 茂
40	五 泉	今 井 一 智
41	"	原 健 一
42	亀 田	渡 部 睦 夫
43	横 越	小 野 塚 雅 利
44	長 岡	林 宏 行
45	"	笠 井 智 隆
46	"	藤 川 勤
47	"	相 波 人
48	三 条	小 林 健 人
49	"	外 山 祐 三
50	加 茂	近 藤 光 春

No.	支 部 名	氏 名
51	見 附	板 垣 孝 一
52	栃 尾	酒 井 正 幸
53	田 上	渡 邊 勝 仁
54	栄	丸 山 仁 太
55	中 之 島	佐 藤 岩 一
56	下 田	坂 井 健 一
57	三 島	長 谷 川 倫 一
58	与 板	篠 田 勝 行
59	和 島	小 林 久 史
60	出 雲 崎	名 古 屋 長 一
61	小 千 谷	本 田 剛
62	"	新 野 忠 直
63	魚 沼	小 玉 晃
64	"	佐 藤 弘 義
65	塩 沢	関 勝 弘
66	六 日 町	桑 原 浩 高
67	大 和	山 田 由 記 夫
68	十 日 町	山 田 和 博
69	"	中 嶋 文 雄
70	"	高 野 孝 雄
71	"	尾 身 稔
72	川 西	五 十 嵐 久
73	津 南	山 田 利 行
74	柏 崎 刈 羽	西 村 伸 美
75	"	矢 代 孝 之
76	"	橋 爪 淳
77	寺 泊	栴 原 進
78	越 路	丸 山 俊 夫
79	上 越 南	藤 本 武 雄
80	"	樋 口 博
81	"	上 野 喜 浩
82	"	吉 川 雅 夫
83	"	川 上 俊 一
84	上 越 北	小 山 秀 寿
85	"	平 浜 清 行
86	"	草 間 幸 三
87	頸 南	金 子 徳 雄
88	"	古 川 晶 茂
89	柿 崎	三 牧 浩 幸
90	大 潟	山 田 彰 一
91	吉 川	坂 口 茂
92	頸 城	藤 田 幸 一
93	板 倉	下 鳥 治
94	三 和	西 條 敏 文
95	糸 魚 川	原 安 義
96	"	青 代 建 一
97	"	堀 正 弘
98	能 生	藤 岡 勉
99	名 立	渡 辺 一 夫
100	清 里	武 田 信 幸

(敬称略)

平成31年度 歳入歳出予算構成



歳入

款	項	H30 (千円)	H31 (千円)	前年比(%)
1.国民健康保険料		2,152,141	2,098,897	97.53
	1.国民健康保険料	2,152,141	2,098,897	97.53
2.一部負担金		2	2	100.00
	1.一部負担金	2	2	100.00
3.分担金及び負担金		2	2	100.00
	1.分担金及び負担金	2	2	100.00
4.使用料及び手数料		1	1	100.00
	1.督促手数料	1	1	100.00
5.国庫支出金		2,509,003	2,527,748	100.75
	1.国庫負担金	12,556	12,556	100.00
	2.国庫補助金	2,496,447	2,515,192	100.75
6.前期高齢者交付金		358,724	436,955	121.81
	1.前期高齢者交付金	358,724	436,955	121.81
7.県支出金		1	1	100.00
	1.県支出金	1	1	100.00
8.共同事業交付金		82,878	70,848	85.48
	1.共同事業交付金	82,878	70,848	85.48
9.財産収入		2,946	2,946	100.00
	1.財産運用収入	2,946	2,946	100.00
10.寄付金		1	1	100.00
	1.寄付金	1	1	100.00
11.繰入金		22,705	28,422	125.18
	1.特別積立金繰入金	1	1	100.00
	2.給付費支払準備金繰入金	1	1	100.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	1	100.00
	4.後期高齢者医療積立金繰入金	1	1	100.00
	5.保健事業積立金繰入金	16,000	16,000	100.00
	6.業務電算化積立金繰入金	6,696	12,412	185.36
	7.会館償却費積立金繰入金	1	1	100.00
	8.役員退職積立金繰入金	1	1	100.00
	9.職員退職積立金繰入金	1	1	100.00
	10.備品再取得積立金繰入金	1	1	100.00
12.繰越金		412,248	359,490	87.20
	1.繰越金	412,248	359,490	87.20
13.諸収入		10,169	8,227	80.91
	1.延滞金及び過怠金	2	2	100.00
	2.預金利子	1,000	500	50.00
	3.受託事業収入	1	1	100.00
	4.雑入	9,166	7,725	84.28
歳入合計		5,550,821	5,533,541	99.69

歳出

款	項	H30 (千円)	H31 (千円)	前年比(%)
1.組合会費		6,336	6,335	99.98
	1.組合会費	6,336	6,335	99.98
2.総務費		180,086	178,259	98.99
	1.総務管理費	114,909	113,865	99.09
	2.徴収費	62,672	62,003	98.93
	3.趣旨普及費	2,505	2,391	95.45
3.保険給付費		3,207,370	3,414,897	106.47
	1.療養諸費	2,824,906	3,001,990	106.27
	2.高額療養費	279,562	315,087	112.71
	3.移送費	36	36	100.00
	4.出産育児諸費	61,128	56,426	92.31
	5.葬祭諸費	5,250	3,850	73.33
	6.傷病手当金	33,488	36,008	107.53
	7.出産手当金	3,000	1,500	50.00
4.後期高齢者支援金		1,012,595	1,075,514	106.21
	1.後期高齢者支援金等	1,012,595	1,075,514	106.21
5.前期高齢者納付金等		3,678	3,626	98.59
	1.前期高齢者納付金等	3,678	3,626	98.59
6.老人保健拠出金		21	2	9.52
	1.老人保健拠出金	21	2	9.52
7.介護納付金		501,531	439,222	87.58
	1.介護納付金	501,531	439,222	87.58
8.共同事業拠出金		103,691	78,862	76.05
	1.共同事業拠出金	103,691	78,862	76.05
9.保健事業費		167,568	166,382	99.29
	1.特定健康診査等事業費	47,433	48,050	101.30
	2.保健事業費	120,135	118,332	98.50
10.積立金		4,085	14,477	354.39
	1.積立金	4,085	14,477	354.39
11.諸支出金		3,001	3,001	100.00
	1.償還金及び還付加算金	3,001	3,001	100.00
12.予備費		360,859	152,964	42.39
	1.予備費	360,859	152,964	42.39
歳出合計		5,550,821	5,533,541	99.69

平成31年度 新潟県建築国民健康保険組合 事業計画(案)

1. 基本方針

1 平成31年度政府予算案

安倍政権は昨年12月21日の閣議で、一般会計の総額が過去最大の101兆4,564億円と、100兆円の大台を初めて超える平成31年度予算案を決定しました。本年10月の消費増税を見据えたポイント還元等による税増対策や、高齢化等に伴う社会保障費の1兆円以上の伸びを大きな要因として、8年連続過去最大の予算額となります。

なお、社会保障費関係の予算については総額の3分の1を超える34兆587億円に達する中、国保組合関係の予算については、前年度と同額の総額約2,876億円となりました。被保険者数の減少と医療費等の上昇が同時進行する中で、今後、補助金の更なる増額を望むことは困難な状況といえます。

2 診療報酬の見直し

本年10月の消費増税に合わせ、診療報酬は+0.41%（医科+0.48%、歯科+0.57%、調剤+0.12%）の改定が予定されています。また、薬価等については薬価▲0.51%、材料価格+0.03%の改定が予定されております。

3 国民健康保険制度

市町村国保においては本年4月から保険料の基礎賦課限度額が3万円引き上げられ、一世帯当たりの賦課限度額が96万円（当組合の賦課限度額60万円）となります。

また、来年（2020年）中頃からは「被保険者証番号の個人単位化」が、再来年（2021年）中頃からは、医療機関の窓口において個人単位の被保険者証番号を利用した「オンライン資格確認」の開始が予定されておりますので、システム改修等について今年度から本格的に対応して参ります。

4 社会保障・税番号制度

一昨年7月より、マイナンバー制度が本稼働され、情報連携が開始されました。昨年7月からは「税情報」の情報連携も順次開始され、早速、所得調査に活用されたところであります。なお、今年度より業務における本格的な活用も見込まれるところです。マイナンバーの重要性がますます高まっていることから、セキュリティ体制を整え、被保険者の皆様の信頼に応えて参ります。

5 今後の事業展開

平成29年度は実に8年ぶりとなる約2千8百万円の単年度収支黒字決算となりましたが、平成30年度はここまで、組合員及び家族の加入者数は、ほぼ予想どおりの減少傾向で推移しており、また、医療費等の支払い額が昨年度を4千万円以上上回る状況でもあることから、単年度赤字決算が見込まれるところです。

このような状況ではありますが、特別準備積立金等の活用を前提に、平成31年度も保険料の改定は行わず、据え置きといたします。なお、今後の保険料については、収支状況や補助金の動向等を注視し、適切に対応してまいりますが、「保険料検討委員会」から提出いただきました「答申」に基づいて、今後、理事会において議論して参りたい所存であります。

また、平成30年度から新たに「国民健康保険組合における保険者インセンティブ」が開始され、国が指定する保健事業に積極的に取り組んでいる国保組合に対してインセンティブ（補助金）が交付される制度が開始されております。制度開始1年目の本年は全国保組合で3億円という枠が設けられております。今後もこのような国の動向を意識しながら的確な事業展開を図って参ります。

これらのことを念頭に置き、今後、国において制度改正が実施されても、当新潟県建築国民健康保険組合が将来にわたり引き続き健全な事業展開を継続できるよう、一層の組織の充実・強化及び医療費の適正化等による基盤強化に努めて参ります。

来年、当組合は創立50周年という大きな節目を迎えます。これまでの歩みを振り返りながら、将来に向けて当組合の進むべき方向を再確認する意味で周年事業についても取り組んで参りたい所存であります。

2. 重点事項

1 被保険者の加入促進

当組合の被保険者数は平成9年ピーク時の約35,700人から半分近く減少し、平成31年1月末現在18,215人になっております。被保険者数はこれまで毎年概ね2.5%程度減少してきましたが、平成30年度はここまで平均値で前年比1.62%の減少に留まり、例年を下回る減少率で推移しています。

被保険者の年齢構成は65歳以上前期高齢者の割合が年々上昇し、全体の23%に達する状況であり、他と比較しても高齢化が進展している保険者といえます。

こうしたことから、新規被保険者の獲得、特に若い世代の加入が求められる状況でありますので、当組合のメリットである「割安感のある定額保険料」「充実した保険給付」「手厚い保健事業」等をアピールし、支部や組合員の皆様のご協力を得て、新規加入者の獲得を目指していきたいと考えます。

2 医療費適正化の推進と保健事業の充実

当組合は今年度策定が完了した「データヘルス計画」に基づき、疾病予防等の保健事業を引き続き推進して参ります。具体的には、既に平成20年度から実施して12年目を迎える「特定健診・特定保健指導」の受診率・利用率を更に引き上げること等に加え、膨大な医療データや健診データを詳細に分析し、一つの疾病に対して複数の医療機関に雇う者を対象に実施する「多受診指導」や、健診データと医療データから健診結果に異常値がみられながらも医療機関を受診していない者に対して医療機関の受診を勧奨する「受診勧奨」、糖尿病性腎症患者を抽出し、人工透析患者への移行を予防するための保健師による保健指導を実施する「糖尿病性腎症重症化予防指導」等、いずれも医療費の抑制につながる事業を推進して参ります。

なお、様々な新薬の登場により、上昇傾向にある調剤に係る費用の軽減を図るため、引き続き「ジェネリック医薬品希望カード」を配布するとともに、国保連合会との共同事業により「ジェネリック医薬品差額通知」を年3回送付いたします。

レセプト点検についてはレセプト点検専門員2名による点検を実施し、歯科レセプトについては国保連合会へ二次点検を引き続き委託することで、点検成果が上がるよう引き続き強化して参ります。

また、従来から実施し、皆様からご利用いただいている「人間ドック受診補助」「インフルエンザ予防接種補助」等についても引き続き事業を実施して参ります。

この他にも平成29年度から新たなスタートを始めた、支部を主体とした「健康づくり推進事業」は、各支部のご協力により、成果を上げています。組合員及び家族の皆様の健康に対する関心を一層高め、治療から予防を強化し、長期的な視野に立った医療費の抑制につなげていただきたいと期待しています。

3 財政基盤の安定と充実強化

当組合の収入は加入者の皆様からの保険料（収入全体の約40%）と医療費等の国からの補助金（同約45%）等で構成されております。

一方、支出については、被保険者の医療費や後期高齢者支援金、介護納付金等の義務的な支払いが支出の大部分の約90%以上を占めています。医療費については皆様の保健事業に対する日頃の取り組みもあり、当組合は比較的安く抑えられている状況とはいえませんが、長期にわたる少子高齢化の進展や医療技術の高度化、高額薬剤等による一人当たり医療費の上昇により、保険料（基礎賦課額）の引き上げ圧力は年々増しております。また、74歳以下の現役世代全員が75歳以上の後期高齢者の医療費の4割を支える後期高齢者支援金と、40歳から64歳の被保険者（介護二号被保険者）が介護費用の約5割を負担する介護納付金は当組合の加入者数に応じて支払う義務があり、国から示される加入者一人当たりの負担金額は毎年着実に上昇しています。後期高齢者支援金の上昇は後期高齢者支援分保険料の引き上げに、介護納付金の上昇は介護二号保険料の引き上げに直結します。

このような状況を踏まえ、今後は様々な角度から、保険料についての検討が必要と考えております。

4 適用の適正化の推進と法令遵守

組合員の加入資格については少なくとも3年に1回は客観的な証拠書類の提出による資格確認調査を実施するよう、厚生労働省から義務付けられております。平成25年度の第1回調査に続き、平成28年度は第2回となる調査を被保険者証等の更新前に実施いたしました。そして本年、平成31年度は第3回目の資格確認調査を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、社会保障・税番号制度の開始により、特定個人情報等の取扱いに関する責任は益々重いものとなっております。組合役職員が一体となり、これらの諸規程や行動規範を遵守しながら、適正な運営に努めて参ります。

3. 事業内容

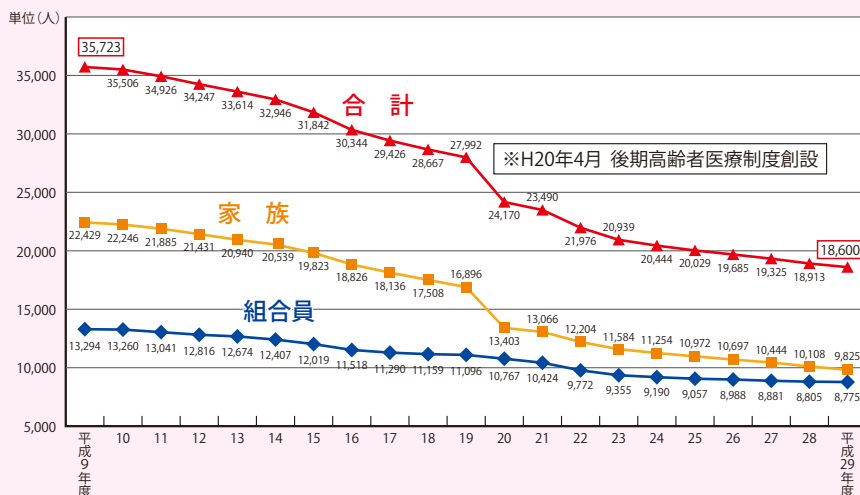
(1) 事業期間

(自)平成31年4月1日～
(至)令和2年3月31日

(2) 被保険者数

組合員である被保険者 8,600人
組合員以外の被保険者 9,250人
合 計 17,850人
※介護保険対象者(再掲) 6,430人

被保険者数の推移 (H9年以降)



(3) 保 険 料

区 分	説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額		
組 合 員	1 級 事 業 主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行って いる主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)	
	2 級	一人親方	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)	
		法人役員					法人の代表者以外の役員
	3 級	従 業 員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従 たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4 級	25歳未満	25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	—	7,200円
5 級	後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家 族	家 族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)		

※月額()は介護2号被保険者(40歳～64歳)以外の保険料

※賦課限度額	基礎賦課額	351,600円	(市町村)	61万円)
	後期高齢者支援金等賦課額	152,400円	(市町村)	19万円)
	介護納付金賦課額	96,000円	(市町村)	16万円)
	計	600,000円	(市町村)	96万円)

※後期高齢者支援金等賦課額 0歳～74歳の方が納付する。

※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40歳～64歳迄の方)が納付する。

※75歳以上組合員に対する「特例制度」希望により資格を継続。

(4) 療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分	給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義 務 教 育 就 学 前 児 童 ^(注1)	8 割	2 割
就 学 児 以 降 70 歳 未 満	7 割	3 割
70歳以上 ^(注2)	一 般	2 割
	現 役 並 み 所 得 者	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

Ⅱ 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

70歳未満	旧ただし書所得	所得区分	自己負担限度額	
		901万円超	252,600円 [140,100円] 医療費が842,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 842,000円) × 1%	
	600万円超～901万円以下	167,400円 [93,000円] 医療費が558,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 558,000円) × 1%		
	210万円超～600万円以下	80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%		
	210万円以下	57,600円 [44,400円]		
	住民税非課税者	35,400円 [24,600円]		

70歳以上	所得区分		自己負担限度額	
			外来(個人ごと)※	入院(世帯単位)
	課税所得	690万円以上	252,600円 +1% [140,100円] 医療費が842,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 842,000円) × 1%	
	課税所得	380万円以上	167,400円 +1% [93,000円] 医療費が558,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 558,000円) × 1%	
	課税所得	145万円以上	80,100円 +1% [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%	
	一般		18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円]
	低所得者 (住民税非課税者)	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ		15,000円

(注) ・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいる世帯(70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満)を除く。)

・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいない世帯(単身世帯の場合年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合年収合計が520万円に満たない場合も含む。)

・「低所得者Ⅱ」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税

・「低所得者Ⅰ」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税であり、地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない世帯

※ 金額は、一か月当たりの限度額。〔 〕内の金額は、多数該当(過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合

※ 世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。

※ 厚生労働大臣が定めた特定疾病(慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円

※2 課税所得が145万円以上かつ、旧但し書き所得の合計が210万円以下の場合も含む。

平成27年1月1日以降に70歳の誕生日を迎える者の世帯が対象。

Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について毎年8月1日から翌年7月31日の間で年額での上限を設け、被保険者の負担を軽減します。

所得要件		70歳未満
旧 た だ し 書 所 得	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
	住民税非課税	34万円

所得要件		70歳～74歳
課 税 所 得	690万円以上	212万円
	380万円以上	141万円
	145万円以上	67万円
	145万円未満 ^(※2)	56万円
住民税非課税		31万円
住民税非課税(所得が一定以下)		19万円



※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下

Ⅳ 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院時食事療養費として平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を医療機関等の窓口で支払います。

			食事療養費(1食分)
現役並み所得者及び一般			460円
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円
		90日以降	160円
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)			100円

Ⅴ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

	食費(1食分)	居住費(1日分)	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ,Ⅲ
現役並み所得者 及び一般	460円 (420円)	370円	370円 ※難病患者0円
低所得者Ⅱ	210円		
低所得者Ⅰ	130円 [※]		
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	

Ⅵ 保険外併用療養費

被保険者が、保険医療機関等について、評価療養又は選定療養を受けたときにその療養に要した費用の内、保険診療分に相当する部分に費用を支給します。

Ⅶ 訪問看護療養費

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護をうけたとき、自宅において療養を受ける状態にあつて、主治医の指示により訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

Ⅷ 療養費

治療費（海外の病院等で受診した場合を含む）など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

Ⅸ 移送費

歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したときに支給します。

(5) その他の保険給付

Ⅰ 出産育児一時金	子供1人出産につき一時金を支給	454,000円	
	産科医療補償制度対象の分娩	(上乗せ) 16,000円	
		470,000円	
Ⅱ 葬 祭 費	組合員である被保険者が死亡した場合支給	100,000円	
	家族である被保険者が死亡した場合支給	50,000円	
Ⅲ 傷病手当金	組合員である被保険者が入院した場合60日限度で支給		
	1 級	1日6,000円×60日＝	360,000円
	2 級～4 級	1日5,000円×60日＝	300,000円

※・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とする。
・同一疾病については5年毎に適用する。

Ⅳ 出産手当金	女性の組合員（資格が1年以上）が出産した場合に支給	1児につき 300,000円
---------	---------------------------	----------------



(6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(組合員・家族)の資格が1年以上あり、25歳以上の対象者 ・1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・石綿健診(一次及び二次)は、全額補助。 ・脳ドックは検診料金の7割を補助、4万5千円を限度とする。
2	乳幼児見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～就学前の被保険者が入院した場合、年間30日を限度に支給。 1日5,000円×30日=150,000円を限度
3	医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる全世帯に4月、2月の年2回通知する。
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる被保険者に年3回通知する。
5	広報の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・「国保だより」年3回、「国保のご案内」年1回配布する。
6	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。
7	地区国保協議会負担金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・上越・中越・下越の地区国保協議会に運営費として事務費15万円を交付する。
8	支部健康づくり推進事業補助	<ul style="list-style-type: none"> ・支部が実施する健康づくり事業に対し、支部別の補助枠の範囲内で補助金を支給する。
9	支部研修旅行補助	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合(支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催、1組合員1泊3,000円の補助金)
10	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満 1回につき2,100円限度(年2回まで) ・13歳以上65歳未満 1回 2,100円限度 ・65歳以上 1回 1,080円限度
11	肺炎球菌ワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上 8,000円限度 ・65歳以上75歳未満 5,000円限度 ・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,100円限度
12	その他の予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・おたふくかぜ、水痘(みずぼうそう)、B型肝炎の予防接種に対してそれぞれ3,000円を限度に補助
13	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇特定健診 対象者の70% ◇特定保健指導 動機付支援 対象者の40% 積極的支援 対象者の40% ・特定健診の健診料及び保健指導の指導料金は原則自己負担なし。(本人の希望で実施する「詳細項目」等については自己負担が発生する場合あり。)
14	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出産家庭に対し育児書の配布 <ul style="list-style-type: none"> 0歳児は「赤ちゃん和妈妈」(月刊誌(年12冊)) 1歳～3歳は「1・2・3歳」(季刊誌(年4冊))
15	データヘルス計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多受診指導(一つの疾病に対して複数の医療機関に雇う者への指導) ・受診勧奨(健診異常値放置者に対する医療機関受診勧奨) ・糖尿病性腎症重症化予防事業 <p style="text-align: right;">他</p>

(7) 被保険者証等の更新

令和元年8月1日の「被保険者証」及び「被保険者証兼高齢受給者証」の更新前に、「資格確認調査」を実施します。 ※調査期間 令和元年5月～6月末

(8) 事務委託費(徴収手数料)

組合員である被保険者1人、1ヶ月550円、年6,600円を事務委託費(徴収手数料)として交付する。

◆感謝状被贈呈者◆

(敬称略)



表彰規程2条第2号該当者（2名）

支部名	氏名	在職期間	在職年数
本部	室賀美津雄	H25. 4. 1～H30. 7. 31	5年 4ヶ月
長岡	遠藤英夫	H18. 7. 8～H30.11. 26	12年 4ヶ月

表彰規程2条第2号：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤めた者

表彰規程2条第4号該当者（1名）

支部名	氏名	在職期間	在職年数
阿賀北	斉藤京子	H10. 4. 1～H30.12. 31	20年 9ヶ月

表彰規程2条第4号：支部の職員であって、国保業務に10年以上携わった者

御 礼



室賀美津雄氏

この度、去る3月の第100回組合会後、役員退任に伴う感謝状を頂戴し、誠に恐縮するとともに厚く御礼を申し上げます。

私は、平成25年4月から昨年7月まで、5年4ヶ月間、現役の役員の皆様に代わって本部事務局に常勤役員として勤務させていただきました。それまで教職や行政機関等に勤務しておりましたので最初は戸惑いましたが、「国民皆保険制度の一翼を担う公的機関」の重要性を認識すると共に、重責を痛感して参りました。

建築業という同種・同業の皆様で組織する新建国保組合は、昭和45年の発足から、来年、「50周年」という大きな節目を迎えます。この間、時代の変化とともに、幾多の制度改正があり、役員と事務局職員が一丸となって厚生労働省や新潟県等の公的機関、また県内49支部をはじめ県内外の組織と繋がりがことから「組織運営と財政運営」を責務として新建国保を守り続けてきました。しかし、少子高齢化社会となった近年は、「医療費の高騰と加入者の減少対策」が最大の課題となっています。

どうか、先人が築いてこられた「助け合いの精神」に基づく新建国保の「有利な健康保険と充実したサービス」を守り、次世代にしっかりと引き継いで欲しいと願っています。

末筆ながら、組合員の皆様とご家族の皆様のますますの「健康の保持・増進」を祈念申し上げ、一筆御礼に代えさせていただきます。多謝！

組合員・家族のみなさまへ

4月は異動の時期です 手続きはお早目に!



【重要】 手続きの際、必要に応じてマイナンバーを確認します。

家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険（健康保険等）に加入していないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない住民票の原本 前の保険の喪失証明書等 印かん
子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない住民票の原本 出産育児一時金の申請書 印かん
結婚または同居したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない住民票の原本 印かん

以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者変更届 新住所の住民票
住居表示の変更	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者変更届 住所表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校(または訓練校)に入って住民票を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第116条該当届 在学証明書、または訓練校の在籍証明書
保険証の紛失	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等再交付申請書 ※外出時の紛失や盗難の場合は、警察へ届出をしてください。
保険証の破損・汚損	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等再交付申請書 破損、汚損した保険証

家族が建築国保をやめるとき

組合員と違う世帯になった、または他の保険（健康保険等）に加入したこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 加入した健康保険証等の写し 印かん やめる人の建築国保保険証等
亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 死亡診断書または埋葬許可証の写し 印かん
離婚または他の世帯に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票 印かん やめる人の建築国保保険証等

- 申請様式は所属支部にあります。手続きの際は支部へご連絡ください。
- 70歳以上の方は、所得等によって負担割合が異なるため、加入の届出をするときは所得課税証明書を一緒にご提出ください。
- 組合員と同じ世帯の家族が、建築国保と市町村の国保に分かれて加入することはできません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保の加入資格を喪失します。資格喪失の手続きを行い、居住地の市町村国保に加入してください。

法人事業所等の事業主のみなさま、 健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか？



以下の場合には年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。

事実発生から「14日以内」に申請を行ってください。

※ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は「5日以内」に申請を行ってください。申請が遅れ、年金事務所の承認を受けられない場合は、社会保険に移行することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所が、新たに従業員を雇用する場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が5人以上従業員を雇用した場合。
- ④国民健康保険組合の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者

【手続きの流れについて】

1. 適用除外承認申請書(2部)を支部に提出してください。
2. 建築国保の承認印を押した申請書を、年金事務所に提出してください。
3. 年金事務所の確認印が押された適用除外承認証を支部に提出してください。

※申請書は所属支部にあります。申請の際は支部へご連絡ください。

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」)は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入する事ができます。

【注意】
法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ新規加入することはできません。

特定健診・特定保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です

生活習慣病の予防を目的とした健診です。特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いとわかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

特定健診の受診に必要なもの

1. 特定健康診査受診券（セット券） ※2019年度は緑色です。
2. 国民健康保険被保険者証

健診の費用

特定健診	費用額（円）	自己負担額（円）
集 団	6,957	0
個 別	8,633	0
ファミリー健診	16,200	4,860
人間ドック	35,000～	15,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関での個別健診で受診できます。

なお、特定健診実施機関については当国保組合ホームページで情報提供しています。

特定健診は、原則自己負担がありません。ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。また、特定保健指導は自己負担なしで受けていただけます。

人間ドックについてのお知らせ

「脳ドック」への補助を開始しました。

平成30年度より、新たに「脳ドック」が補助の対象に加わりました。脳出血、脳腫瘍、脳梗塞等の早期発見に効果が期待できる検診です。検診料金の7割を45,000円を限度に補助します。オプション検診と同様に、検診費用の全額を一旦お支払いいただき、後日、申請により補助金を交付いたします。

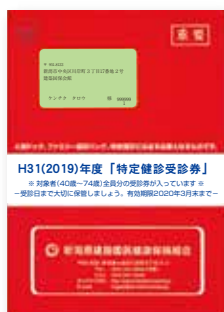
バリウム検査を胃カメラに変更可能です。但し健診機関への事前予約が必要です。

下記の医療機関ではバリウム検査を胃カメラ検査に変更できます。

- ☆ 新潟県労働衛生医学協会 …………… ☎ 025-267-1200
- ☆ 新潟県健康管理協会 …………… ☎ 025-283-3939
- ☆ 新潟県健康医学予防協会 …………… ☎ 025-279-1100
- ☆ 上越地域総合健康管理センター …… ☎ 025-524-7111

追加料金の詳細は健診機関にお問い合わせください。

2019年度特定健康診査受診券(セット券)を発送しました



受診券送付封筒イメージ

「40歳～74歳の皆様」
特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの受診には、特定健診受診券が必要となります。受診日には必ず持参して下さい。

3年に1度の

資格確認調査を行います

今年度は、厚生労働省の指導に基づき、建築国保への加入資格の確認を行います。

確認事項

- ①土木建築に従事する者であること。
- ②新潟県内に住所を有する者であること。
- ③健康保険法等の他の医療保険の法律の適用を受けない者であること。
- ④他の医療保険の法律の適用を受ける者である場合は、当該医療保険制度から適用除外の承認を受けている者であること。

調査票送付先

○健保適用除外事業所の組合員（法人事業所及び従業員5人以上の個人事業所）

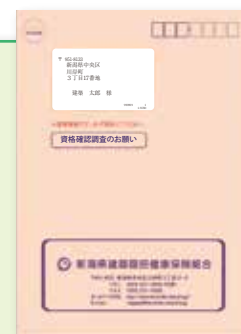


事業主（役員・従業員の分も回答していただきます。）

○その他組合員（一人親方、従業員5人未満の個人事業所）



本人



調査票送付封筒イメージ

調査期間

令和元年5月～6月末

客観的な証拠書類^(※)の提出を求めますので、ご協力をお願いいたします。

※の例（すべて写し）下記のいずれか一種類（下線部の書類は、いずれか2枚）

事業主……………建設業の許可証、注文書、領収書、請求書

一人親方……………確定申告書、注文書、領収書、請求書

従業員……………源泉徴収票、雇用保険被保険者証

組合員の
皆様へ

今年度も組合員の皆様に、「建築国保のご案内」・「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をお届けします。

建築国保のご案内には、知って得する情報がたくさん載っています。そして健診ガイドには、建築国保独自の健診内容や補助要件が詳しく紹介されていますので、ぜひ、ご家族皆様で目を通していただき、ご活用ください。